

(続紙 1)

京都大学	博士（農学）	氏名	岩島 史
論文題目	戦後日本の農村女性政策における〈農村女性〉の構築過程 -エンパワーメントの批判的検討を通して-		
(論文内容の要旨)			
本論文は、「戦後」という認識枠組みのなかで高く評価されてきた農村女性のエンパワーメントを主体性の動員と捉え直すことを通して、農村女性のエンパワーメントを目的とする農村女性政策による〈農村女性〉の構築過程を、その構築に主体的に参与する農村女性自身の経験と主観性の相互作用を通して明らかにした研究である。 序章では、研究の背景となる「女性」というカテゴリーが一枚岩に「活躍」を求められる現状と、農村女性が「犠牲者」からエンパワーメントによって地域社会や農業生産の「救世主」になったと描かれる日本の研究状況が示された。続いて、政策による農村女性のエンパワーメントを、その対象となるべき〈農村女性〉の構築過程ととらえ、政策の実施方法と農村女性自身の経験や主観性の相互作用に着目する本論の分析視角が示されている。 第1章では、第二次世界大戦後の占領期に農村女性の地位向上と民主化を意図して開始された政策を「農村女性政策」と定義し、その代表的な政策として生活改善普及事業と社会教育（婦人学級）をとりあげ、それらがどのような理念と社会科学的知識のもとに農村女性に働きかけていたのかを検討した。生活改善普及事業は米国の家政学の影響を強く受けて開始され、あわせて農業改良局長の小倉武一の農民観によってエンパワーメントの構図が明確に描き出されていた。婦人教育は米国の女性史研究者の影響を受けて開始され、開始初期にはエンパワーメントや戦後啓蒙の思想と親和性をもつものであった。しかし高度経済成長期には、文部省は産業人を育成する家庭の担い手として女性を動員する方向性を強め、他方でそれに抗する「権利としての社会教育」を主張する教育学者や運動家など複数の路線が生まれたことが示された。 第2章では、生活改善普及事業において、最前線の活動を担った生活改良普及員がどのように「生活」を問題化して〈農村女性〉のあり方を規定し、エンパワーメントが実施されたのかについて、生活改良普及員の活動事例集に基づいて検討されている。若い農村出身女性であることが多い生活改良普及員にとって、1950年代には自らが農村女性に働きかける力よりも、農村社会から閉め出される力の方が強かった。しかし1960年代になると、彼女らは農村女性を「家庭」に引き戻そうと働きかけることで、女性は「主婦」たるべきという意識を普及すると同時に、その領域であれば女性も主体的に行動し、発言し、責任を担える力をもつものとして設定していったことが示された。 第3章では、農村女性が政策からの働きかけに対応してどのように〈農村女性〉の構築に関与するのかについて、生活改善普及事業に参加した女性たちの体験記の分析を通して明らかにされている。そこでは、農村女性の自己表象と主観性に着目することで、政策側の意図しない複数の〈農村女性〉が構築されていることが明らかとなった。農村女性は、政策が設定する〈農村女性〉や社会の主流の女性像を部分的に受け入れながらも、日常の労働や子どもとの接し方といった身体的経験を軸に、「母」としての役割・あり方を中心とする複数の役割・あり方を表象／代表していたことが示された。			

第4章では、文部省の方針に反対する社会教育の先進地であった京都府久美浜町を事例に、生活改善普及事業と社会教育による〈農村女性〉構築の相違と、農村女性がどのようにその構築に参加するかが、地域の固有性と労働、生活の経験に即して検討された。久美浜町では生活改善普及事業も婦人教育も、嫁世代の女性を対象に展開された。1950年代には生活改善普及事業は台所や食の領域で、社会教育は農業生産の領域で働きかけをおこなっていた。1960年代には生活改善普及事業は農業労働を減らして家事時間を増やすこと、社会教育では家の農業・農地、「ふるさと」＝農村社会を維持し守る役割が女性に期待され、そのための政治的主体性や「自治意識」が求められた。あわせて、いずれの政策ともかかわらずに現金収入によって周囲との関係性を変化させていく女性たちも多くみられ、農村女性の側の複数性は1960年代に増大していることが明らかにされた。

終章では論文全体の要約とともに、農村女性のエンパワーメントにおける農村性と女性性の相互作用を論じている。また農村女性のエンパワーメントを戦後史のなかに位置づけることで、1960年代に農業・農村が弱体化することと、農業政策や社会教育政策の体制が整うことが、〈農村〉の担い手たるべき〈女性〉主体の成立を必要としていたことを示した。農村女性の側の経験や主観性は1960年代に多様化しているにも関わらず、エンパワーメントの言説ネットワークが、一枚岩の〈農村女性〉という集団があるかのように見せることで、〈農村女性〉のあり方を狭く限定するのみならず、過去・現在・将来の解釈も単線的なストーリーに限定してしまっていることを明らかにした。

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入する場合は、400～1,100 wordsで作成し
審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

第二次大戦後における農村女性に対する研究関心は、長い低迷期を経たのち、1980年代半ば以降における農村女性起業の興隆に呼応して、90年代になって俄に拡大する。そこでは、経済的地位を高め社会進出を果たす農村女性たちが、エンパワーメントという誰もが肯定する概念によって評価され、政策的にも推進されてきた。さらにその経験は、途上国における社会開発モデルとして評価される動きもある。

こうした背景のなか、本論文ではこれまでの日本の農村女性研究において不十分であったジェンダー研究の蓄積と視角を本格的に導入した。とくに、M・フーコーの統治性（ガバメントリティ）概念やフェミニスト歴史家による「主観性」（subjectivity）概念を援用しながら、現在の農村女性評価の源流となる1950・60年代に焦点をあてて、背後に存在する多様な声をかき消すかたちで、農村女性についての画一的な評価がとりわけ政策の中で構築されてくる過程を、政策文書や活動事例集、体験記などの文書資料および現地調査によるインタビューデータをもとに明らかにしている。本論文で評価できる点は以下の通りである。

1. 第二次大戦後の日本の農業・農村政策を対象として、初めて農村女性政策という範疇を設定し、たんに政策の変遷を対象とするだけでなく、ジェンダー視点から批判的に検討する研究領域を創出した。
2. 政治的には一般に肯定されるエンパワーメントの概念を問い直して相対化するとともに、とくに海外でのジェンダー研究における先端的議論を導入することによって、歴史的文化的背景を考慮しながらも、日本の農業・農村におけるジェンダー研究を世界的なコンテクストで比較検討する地平を切りひらいた。
3. 1950・60年代における農村の生活改善普及事業や社会教育・婦人教育を対象として、政策に反応した農村女性の多様な声を発掘するとともに、60年代に農村性と女性性が結合した〈農村女性〉という画一的なカテゴリーが生成することを明らかにした。

以上のように、本研究は日本における農村女性研究を方法論的かつ研究視角的に刷新する成果であり、戦後の農業・農村政策史という観点においても、新しい知見を獲得している。それらの成果は、農業・農村社会学、ジェンダー研究、農業・農村史研究、社会開発学の発展に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成29年12月21日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。

また、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

注）論文内容の要旨、審査の結果の要旨及び学位論文は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。

ただし、特許申請、雑誌掲載等の関係により、要旨を学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降（学位授与日から3ヶ月以内）